

令和8年9月16日

令和3年度に登録または登録更新した
被災宅地危険度判定士 様

福井県土木部都市計画課長

登録更新の案内について

福井県都市計画課では、別紙のとおり被災宅地危険度判定士の養成を目的として講習会を開催します。

この講習会では、新規登録希望者をはじめ、下記の「登録更新の要件」に該当する方で、引き続き、判定士として登録更新を希望される方（以下「登録更新希望者」という。）も対象にしております。

登録更新希望者については、原則として、当講習会を受講していただき、登録更新を行っていただくことになりますので、できるだけ受講してくださいますようお願いいたします。

なお、やむを得ず当講習会を受講できなかった登録更新希望者には、別途、登録更新申請の案内をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 登録更新の要件
令和3年度に登録または登録更新し、令和9年3月31日に有効期限を迎える方
- 2 登録更新後の有効期限
令和14年3月31日（登録更新後の5年後の年度末日）が新たな有効期限となります。

問い合わせ先：福井県土木部都市計画課
都市計画・支援G 担当：川越
電 話：0776 - 20 - 0498
メール：t-kawagoshi-iw@pref.fukui.lg.jp

(別 紙)

被災宅地危険度判定士養成講習会の開催について

大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を行う「被災宅地危険度判定士」の養成を目的として下記のとおり講習会を開催しますのでお知らせします。参加希望の方は「福井県被災宅地危険度判定士登録要綱」を確認の上、別紙申込書に必要事項を記入し、メールにて申込んでいただきますようお願いいたします。

なお、当講習会では下記のとおり令和3年度に判定士として登録または登録更新し、今年度末に有効期限を迎える方で、引き続き、判定士として登録更新を希望する方も受講対象としております。希望する方は、下記により申込まいただき、当講習会を受講していただきますよう案内をお願いします。

被災宅地危険度判定制度の概要につきましては、被災宅地危険度判定連絡協議会のホームページ(<https://www.hisaitakuchi.jp/judgment.html>)でもご覧になれますので、参照してください。

記

- 1 日 時 令和8年10月29日(木) 13:30 ~ 16:30
- 2 場 所 福井県福井市大手2丁目22-28 福井県教育センター 4階 大ホール
- 3 受講対象者
 - ・福井県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条に該当し、新規登録を希望する方
 - ・令和3年度に判定士として登録または登録更新し、令和9年3月31日に有効期限を迎える方で、登録更新を希望する方
- 4 日 程 別紙日程表のとおり
- 5 申込期限 令和8年10月2日(金)までに別紙申込書を提出してください。
また、参加希望者は、受講決定後、別紙様式1、2、3、5のうち必要なものを、写真(縦3cm 横2cm)(電子データ可)を添えて、令和8年10月21日(水)までに提出してください。
- 6 申 込 先 福井県土木部都市計画課 都市計画・支援G 担当：川越
所在地：福井県福井市大手3丁目17番1号
電 話：0776-20-0498
メール：t-kawagoshi-iw@pref.fukui.lg.jp